

# 松阪市環境パートナーシップ会議規約

(名称)

**第1条** この会の名称は、松阪市環境パートナーシップ会議(以下「本会」といいます。)と称します。

(目的)

**第2条** 本会は、松阪市環境基本計画に基づき、「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」を目指すべき環境像として、市民、市民団体、事業者、教育機関及び行政が対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力して環境にやさしい行動を実践することを目的とします。

(会議)

**第3条** 本会は、相手を尊重し、違いを認め、活かすことのできる組織をつくります。

**2** 本会は、真に地域社会に貢献できる組織として、地域の内外を問わず、関係部門と連携・協力し目的を実現します。

**3** 本会は、会員の民主的な意思決定に基づき、自主性を持って運営するとともに、持続的に発展することのできる組織を目指します。

**4** 本会は、特定の政党、特定の個人または法人その他の団体の利益を主な目的とする活動は行いません。

(活動)

**第4条** 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行います。

(1) 松阪市環境基本計画に掲げる「環境にやさしい行動指針」に示された取り組みが広く普及するための活動

(2) 環境問題への正しい理解と知識を深め、率先して環境にやさしい行動ができる人の環を市域全体へと広げるための活動

(3) その他本会が必要と認める活動

(会員)

**第5条** 本会は、第2条の目的並びに第3条の運営方針に賛同する者をもって構成します。

(入会)

**第6条** 本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出することとします。

(退会)

**第7条** 本会の会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出することとします。

(役員)

**第 8 条** 本会に次の役員を置きます。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 1 人

2 役員は、会員の互選により全体会において選任することとします。

3 役員任期は、1 年とします。ただし再任を妨げないこととします。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とします。

(会長、副会長の役割)

**第 9 条** 会長は、本会を代表し、会議の議長となることとします。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理することとします。

(全体会)

**第 10 条** 全体会は、年 1 回開催し、必要に応じ臨時に開催することとします。

2 全体会は、会長が招集し、その議長となることとします。

3 全体会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立することとします。

4 全体会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによることとします。

5 全体会は、次に掲げる事項を承認することとします。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 事業報告に関する事項

(3) 役員選任に関する事項

(4) 規約の改廃に関する事項

(5) その他本会の目的達成に必要な事項

(運営委員会)

**第 11 条** 運営委員会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となることとします。

2 運営委員会は、第 8 条第 1 項に掲げる役員のほか、次条第 2 項に掲げる部会長及び副部会長で構成することとします。

3 運営委員会は次のことを審議、決定することとします。

(1) 全体会の議案に関する事項

(2) プロジェクトチームに関する必要事項

(3) その他本会の事業推進に必要な事項

(部会)

**第 12 条** 本会に、会員によって構成される市民部会、市民団体部会及び事業者部会を置くこととします。

2 部会に部会長及び副部会長を置くこととし、部会員の互選により定めます。

3 部会長は部会を総括します。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときは、その職務を代理することとします。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となることとします。

(プロジェクトチーム)

**第 13 条** 本会に、第 4 条に関する具体的な活動を推進するため、プロジェクトチームを設置することができます。

(会議の公開)

**第 14 条** 本会の会議は、全て公開とします。

(会計)

**第 15 条** 本会の事務及び事業経費は、当分の間、市の予算をもって充てることとします。

(事務局)

**第 16 条** 本会の事務局は、松阪市環境生活部環境・エネルギー政策推進課に置くこととします。

(その他)

**第 17 条** この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、全体会の議決を経て、会長がこれを定めることとします。

#### 附 則

この規約は、平成 21 年 7 月 21 日から施行します。

#### 附 則

この規約は、平成 27 年 2 月 6 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。